

第 32 回総会 (CAC) で議論されたその他の事項

議題11 コーデックス委員会の戦略計画

(b) コーデックス事務局の評価

総会において、コンサルタントが報告書で提案した11の勧告について議論がなされたが、結論がでず、第63回執行委員会及び第33回総会において引き続き議論することとした。

議論は主に勧告 5 (コーデックス事務局の管理及び自治性) 及び勧告 11 (総会の隔年開催の検討) についてなされた。勧告 5 については、コーデックス運営にかかる予算の確保及び執行に関し、より効果的なコーデックス運営に資するためコーデックス余剰予算の次期持ち越しの可能性について質問が出たが、FAO 代表は、FAO の余剰予算は加盟国に返却するのが前提であり持ち越しは不可能であると説明した。WHO 代表は、FAO、WHO 及びコーデックス事務局がコーデックスに関する戦略的事項や予算等について協議することで、コーデックス事務局運営及びコーデックスに関連する FAO、WHO の活動の発展に努力する旨を述べた。また、勧告 11 の隔年開催に対しては各国の支持がほとんど得られなかった。

このほか、勧告 7 にある「コーデックス規格と戦略方針策定における事務局のより積極的な役割」、「国際的な協議の新たな手段」について、その意味を明確にする必要がある等の指摘がなされた。

議題12 総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項

-うち、第 25 回一般原則部会から提起された事項 (コンセンサス)

第25回一般原則部会から報告されたコンセンサス形成促進のための取組み¹について検討がなされるとともに、「各部会の議長向けガイドライン」に新たな記述²を追記すべきとするマレーシアの提案、特定多数決の導入の可能性に関する調査の実施について議論され、一般原則部会の提案は概ね承認された。提案

¹ ①コンセンサス形成に関する議長用及び代表団用のパンフレットを作成すること、②議長同士の非公式会合や執行委員会を活用すること、③少なくとも年に1回議長会議を開催すること、④手続きマニュアルの「各部会の議長向けガイドライン」中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること、⑤コンセンサスの定義の作成の必要性について意見が分かれること、⑥加盟国代表団用にもコンセンサス形成に関するパンフレットの作成を検討すること、⑦各部会の最終日に、議長に対する評価用紙を用意すること。

² 「内容について正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようにすべき」

のうちファシリテーターの任命については、議題4「手続きマニュアルの修正」において議論され、任命する際の条件（①ファシリテーターのTORを明確にすること、②コーデックスでの経験があり中立性があること、③関係者全てがファシリテーターの選定に合意すること）を付した上で、「コーデックスの各部会の議長ガイドライン」に明記することとされた。

マレーシア提案については第26回一般原則部会において検討すること、特定多数決の導入の可能性に関する調査については、現時点では実施しないことで合意された。

議題13 コーデックス委員会と他の国際組織との関係

(c) プライベートスタンダードの役割

提出されたプライベートスタンダードに関する報告書について

- ・ 各国地域で実際に起きている問題、その問題の解析に基づく具体的な提案及び途上国への影響等の重要な点が含まれておらず、報告書として不完全であるため、そこに示されている勧告を受け入れるのは不適當である、
- ・ 報告書は安全に関してのみ言及している（実際には TBT 分野において問題が存在しており、これについて無視できない）、

といった指摘がなされたほか、プライベートスタンダードとコーデックスの関係については以下のような提案がなされた。

- ・ コーデックス基準は科学的根拠に基づき策定されており、プライベートスタンダード策定機関がコーデックス基準を参考にすることはあってもその逆はあるべきでない、
- ・ コーデックスは、その作業をスピードアップし、プライベートスタンダードが台頭する余地をできるだけ少なくすることが必要である、
- ・ コーデックスが OIE や IPPC と共同で、この問題に対する立場を明確に示すことが必要である。

なお、WTO からは、2005 年から SPS 委員会で継続している本件の議論の経過と最新の状況を報告し、特に、2009 年 10 月に開催予定の SPS 委員会に提出される報告書案には、プライベートスタンダードに対する具体的な行動に対する提言などが盛り込まれる予定であると述べた。また、その際、コーデックスや OIE での本件に関する議論の結果もその報告書完成の際に考慮されるとの説明があった。

議論の結果、

- ① プライベートスタンダードの法的な影響について検討するのに適切な場所は、全ての関係者が出席する WTO の SPS 委員会であるとの認識、
- ② コーデックスは WTO におけるプライベートスタンダードの議論をモニタリ

ングし、OIE や IPPC と協力して、この問題に対する共通の戦略的立場を協議する必要があること

- ③ 執行委員会及び総会での検討に資するため、特に途上国への影響という観点からプライベートスタンダードの役割、コスト及び利益の分析が行われるべきであること
- ④ 執行委員会での検討に資するため、事務局に対しコーデックスの規格策定の速さについて、分析の準備をするよう要求することが合意された。

議題 14 コーデックス委員会への途上国の参加

途上国の参加促進のための信託基金については、南米諸国から、運用の際に適用しているクライテリアは、各国の実際のニーズを反映しておらず、別のクライテリアが必要であると指摘があった。

また、途上国のコーデックスへの参加は、単に数の増加ではなく、どう積極的にかかわっていくかが重要であり、FAO 及び WHO は、コーデックスに十分対応するための国内のキャパシティ不足などに対処すべきであることも指摘された。

こうした意見に対して、WHO 代表は、①クライテリアは信託基金のドナー国が同意したものであり、適切に運用していること、②信託基金のこれまでの運用の成果と、今後の方向性を探るため中間評価を行う予定であると述べた。また現在適用しているクライテリアの見直しや、信託基金の活用範囲（コーデックスに関係するキャパシティ・ビルディングの活動への利用）の検討の可能性もこの中間評価に含まれると示唆した。

この説明に対し、ドナー国側からは、信託基金の規模が限られていることから、中間評価は必要最低限の規模で行うことが適当であること、キャパシティ・ビルディングには信託基金ではなく別のリソースを使うことが適当であるとの意見が出された。

中間評価の実施方法の案は、正式に各国に回付されてコメントを求めることとなった。